

船橋市立八栄小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和5年4月

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。いじめの防止等の対策は、児童が自らいじめが絶対に許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることを基本として行われなければならない。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの定義といじめの禁止)

〈定義〉「いじめ防止対策推進法」(以下法) 第二条第一項より

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈いじめの禁止〉(法第四条)

児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、更にその再発防止に努める。また、教職員は児童の人権を尊重した言動で日常の指導を行い、いじめの根絶に向けて児童のよきロールモデルとなるべく努める。そして、いじめの問題は、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題でもあると認識し、弛まぬ研鑽により自らの人間力を高め、指導力の向上に努めることとする。

2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの未然防止

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動及び体験活動等の充実を図る。
- ・全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- ・保護者並びに地域住民、スクールカウンセラーなどの専門家との連携を図る。
- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。
- ・全校集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題に触れたり、いじめの未然防止のための授業を実施したりするなど、全ての教育活動を通して、いじめは人権を侵害するものであり、断じて許されないという風土を醸成する。

② いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を年3回実施するとともに、相談箱（事務室前）の設置等その他の必要な措置を講ずる。アンケートを実施する際には、児童や保護者が、抵抗なく相談したり、報告したりすることができるような体制を整え、児童の発達段階に合わせて指導する。また、収集した情報が他に漏れないよう配慮する。
- ・児童に対するアンケート・聞き取り調査によって初めていじめの事実が把握されることもあるので、児童に対して被害者を助けるために、傍観者とならず、報告する重要性を理解させるよう努める。
- ・児童及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。教育相談日を設定する。（随時相談に応じる。）
- ・スクールカウンセラーや養護教諭などの専門家と連携し、児童や保護者の悩み等の情報を収集する。児童・保護者に対し、手紙などを通して様々な窓口があることを積極的に伝える。

③ いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・全ての教職員で学校いじめ防止基本方針の共通理解を図り、いじめの問題に対して適切に対処できるよう、専門家であるスクールカウンセラー等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進する。また、様々な関係機関と連携し、教職員研修の充実を図る。
- ・教職員の不適切な認識や言動がいじめを誘発し、助長する可能性があるため、研修等で子どもの人権に関する現代的諸課題への対応力を高めるよう努める。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・インターネット上のいじめは、いじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に深刻な影響を及ぼすものであるため、ケータイ・スマホ安全教室を実施するなど、情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。
- ・発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、保護者への情報提供や関係資料の配付などの啓発活動を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置（法第二十二条）

① 学校におけるいじめ防止等対策のための組織の設置

- ・いじめ防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。
〈構成員〉 校長、教頭、教務主任、学年主任、道徳主任、音楽専科、生徒指導部会、課外クラブ活動担当、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター
- 〈活動〉 アンケート調査並びに教育相談に関すること。
いじめが心身に及ぼす影響とその他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。
いじめ事案に対する対応に関すること。
- 〈開催〉 定例会を実施する。また、毎月の生徒指導部会においても、いじめ防止対策について協議する。いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② 年間計画の作成

[基本施策]

- ① 学校におけるいじめの未然防止
- ② いじめの早期発見のための措置

③ いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

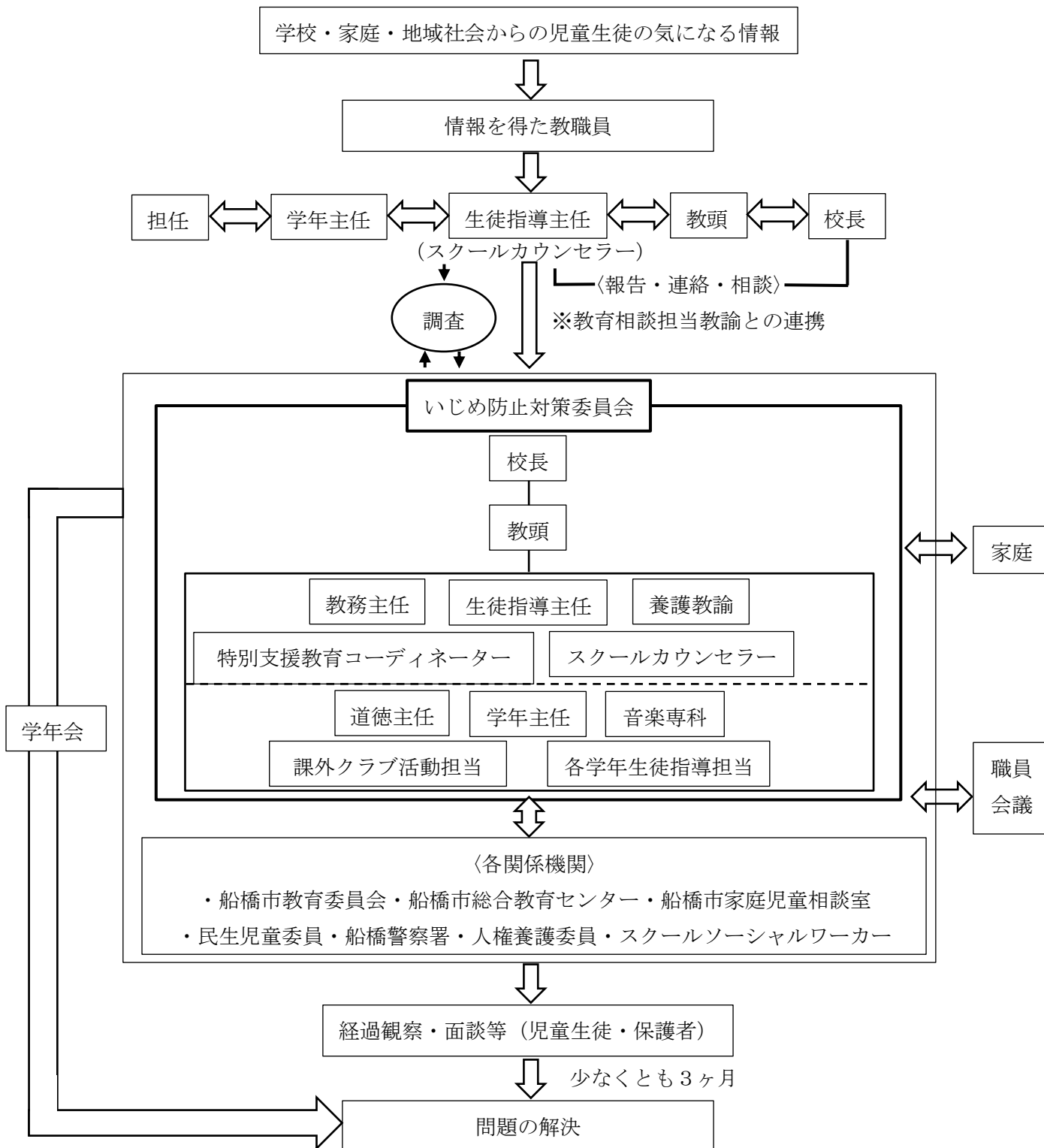
	○児童の活動 □教職員間の活動 ☆保護者との連携および啓発に関する活動	基本 施策
通年	□道徳教育の充実 ○□学校のきまり、生活目標を意識した学校生活の指導 ○学級における係活動、当番活動、清掃活動 ○委員会活動、児童会活動 ○異学年交流活動（感染症対策を講じ、可能な範囲で行う） □☆教育相談窓口・教育相談日の設置および周知	① ① ① ① ① ①④
4月	□職員研修「学校いじめ防止基本方針」 □いじめ防止対策推進委員会（校内委員会）① 年間計画の検討・作成 ☆「学校いじめ防止基本方針」の周知（ホームページ） ○□児童会活動・行事を通じた人間関係づくり （始業式、入学式、1年生を迎える会）	③ ②③ ② ①② ①
5月	○□児童会活動・行事を通じた人間関係づくり（体育学習発表会）	①
6月	○□児童会活動を通じた人間関係づくり ○□行事を通じた人間関係づくり（修学旅行・6年）	① ①
7月	□第1回生活アンケート □いじめ防止対策委員会（校内委員会）② ☆保護者面談週間	①② ②③ ①②
8月	□職員研修	③
9月	○□児童会活動・行事を通じた人間関係づくり （校外学習、一宮宿泊学習・5年）	①
10月	○□行事を通じた人間関係づくり ○人権教室（3年生）	① ①
11月	○□児童会活動を通じた人間関係づくり ○第2回生活アンケート	① ①②
12月	☆保護者面談週間 □いじめ防止対策委員会（校内委員会）③	①② ②③
2月	○第3回生活アンケート ○□児童会活動・行事を通じた人間関係づくり（6年生を送る会） ☆学校評価の実施	①② ① ①
3月	□いじめ防止対策委員会（校内委員会）④ ○卒業、進級に向けた学年のまとめ	②③ ①

③ いじめに対する措置

- ・いじめに関わる相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、心身の苦痛を感じていれば、いじめを認知する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせるなどの措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に関わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

④ いじめが起きた際の組織的対応図



(3) 重大事案への対処

(法第二十八条)

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

なお、児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、速やかに事実確認などの調査を行う。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

重大事案が発生したと認められた場合は以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会や関係機関に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置し、対応策を検討する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。ただし、調査を実施する前に、いじめを受けた児童、保護者に対して丁寧に説明を行うことで、いじめを受けた児童等の意向を踏まえた調査が行われることを保証する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 教育委員会や関係機関の指導・助言を受け、解決のための適切な対応を行う。

(4) 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取り組み等について、児童・保護者・教職員・学校関係者等で評価していく。
- ・本学校いじめ防止基本方針は、校長の了承を得て、必要に応じて見直すものとする。
- ・本学校いじめ防止基本方針は、ホームページにおいて公表する。